

# 水道料金・下水道（浄化槽）使用料 の減免について

暮らしの負担を和らげるため、町では物価高騰対応の交付金を用いて、水道料金・下水道（浄化槽）使用料の基本料金を令和8年1月から令和8年3月まで免除します。

## 基本料金を免除

（基本料金：一般1,600円・大口一種3,200円・大口二種13,350円）

※開栓・閉栓による使用期間変更の場合は最大3ヶ月分にならない場合があります。

### 期間

令和8年 **1** 月分  
～  
令和8年 **3** 月分

### 申込

**不要**

申込申請

### 対象

喜茂別町と給水・排水契約を結んでいる個人及び事業者

※公的機関・施設は除く

超過料金

免除対象外

基本料金

免除

（一般・大口一種・大口二種）

お問い合わせ

喜茂別町建設課上下水道係

TEL:0136-33-2211（内線91）

### ※注意※

- ・使用水量が基本料金の範囲内（1ヶ月あたり10m<sup>3</sup>以下）だった場合、請求金額が0円となりますので、納付書の発送及び引落はされません。
- ・水道使用水量等のお知らせ（検針票）は投函されます。